

新 (R3. 10. 15 適用版)	現 行
<p style="text-align: center;">※変更箇所のみ抜粋</p> <p style="text-align: center;">建築関係設計業務等委託料算定基準等の運用</p> <p>県有建築物の設計業務、工事監理業務等の委託に係る業務委託料の積算については、建築関係設計業務等委託料算定基準及び同算定要領によるが、その運用として下記のとおり定める。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 「第1章総則」関係</p> <p>2. 1 (1) ～(2)一般業務及び追加業務</p> <p>建築関係設計業務等委託料算定要領 (以下「算定要領」という。) 第2章において定めている業務人・時間数の算定方法は、いずれも標準的な業務内容の場合の業務人・時間数であることから、個別の建築物に係る業務人・時間数の算定にあたっては、以下に記載する追加業務の例示等を参考とし、特別な検討その他個々の業務内容に応じ必要な追加業務の内容を適切に業務仕様書等において定めるとともに、これらの追加業務に係る業務人・時間数を適切に計上する。</p> <p>算定要領第1章2. 1 (1)において、(ア)に掲げる業務は一般業務の範囲に含まれ、(イ)及び(ウ)に例示する業務は追加業務の範囲となるものとする。</p> <p>(ア) (省略)</p> <p>(イ) 算定要領第2章2. の算定方法による場合の追加業務となる業務の例 (省略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策活動に必要な施設その他特別な性能、機能、設備等を有する県有施設の設計等における特別な検討及び資料の作成(建築非構造部材の耐震安全性に関する特別な検討、特殊な設備機器を有する室の設計に係る特別な検討等) <p>(省略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県有施設の計画から建設、運用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じた二酸化炭素排出量等を用いて行う総合的な環境保全性能の評価業務 <p>(省略)</p> <p>(ウ) (省略)</p> <p>算定要領第1章2. 1 (2)において、次に例示する業務は、追加業務の範囲となるものとする。 (省略)</p>	<p style="text-align: center;">※変更箇所のみ抜粋</p> <p style="text-align: center;">建築・設備設計監理業務委託料算定基準等の運用</p> <p>県有建築物の設計業務、工事監理業務等の委託に係る業務委託料の積算については、建築・設備設計監理業務委託料算定基準及び同算定要領によるが、その運用として下記のとおり定める。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 「第1章総則」関係</p> <p>2. 1 (1) ～(2)一般業務及び追加業務</p> <p>建築・設備設計監理業務委託料算定要領 (以下「算定要領」という。) 第2章において定めている業務人・時間数の算定方法は、いずれも標準的な業務内容の場合の業務人・時間数であることから、個別の建築物に係る業務人・時間数の算定にあたっては、以下に記載する追加業務の例示等を参考とし、特別な検討その他個々の業務内容に応じ必要な追加業務の内容を適切に業務仕様書等において定めるとともに、これらの追加業務に係る業務人・時間数を適切に計上する。</p> <p>算定要領第1章2. 1 (1)において、(ア)に掲げる業務は一般業務の範囲に含まれ、(イ)及び(ウ)に例示する業務は追加業務の範囲となるものとする。</p> <p>(ア) (省略)</p> <p>(イ) 算定要領第2章2. の算定方法による場合の追加業務となる業務の例 (省略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策活動に必要な施設その他特別な性能、機能、設備等を有する官庁施設の設計等における特別な検討及び資料の作成(建築非構造部材の耐震安全性に関する特別な検討、特殊な設備機器を有する室の設計に係る特別な検討等) <p>(省略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・官庁施設の計画から建設、運用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じた二酸化炭素排出量等を用いて行う総合的な環境保全性能の評価業務 <p>(省略)</p> <p>(ウ) (省略)</p> <p>算定要領第1章2. 1 (2)において、次に例示する業務は、追加業務の範囲となるものとする。 (省略)</p>

新 (R3. 10. 15 適用版)

また、追加業務については、通常の設計業務の成果物たる設計図書以外に業務成果物（〇〇検討書、〇〇計画書等）を設定するなど、業務の履行に関する適切な措置をとる必要がある。

なお、いわゆる「積算業務」及び「完成図の確認」業務については、営繕工事に係る設計業務等において通常必要な追加業務であることから、**算定要領**第2章2. 3 (1)、3. 3 及び5. 4 において標準的な業務人・時間数の算定方法を示している。

2. 「第2章業務人・時間数の算定方法」関係

2. 2 (3)、5. 2 (2) 難易度係数

小規模な木造の建築物の設計（総合・構造）及び工事監理（構造）に係る業務人・時間数の算定に当たっては、**算定要領**第2章2. 2 (3) 及び5. 2 (2) に準じて、難易度係数による補正を行うことができるものとする。この場合、**算定要領**において引用している告示98号別添三第3項及び第4項の各表における「木造の建築物（小規模なものを除く。）」の欄に掲げる係数を用いることができる。

4. 2 設計意図伝達業務に係る業務人・時間数

設計意図伝達業務は、実際の設計業務を実施した結果に応じて設定された「設計図書等の定め」によりその業務内容、仕様が確定する。このため、設計意図伝達業務に係る業務人・時間数の算定にあたっては、**算定要領**第2章4. 2 (1) により、設計業務の終了前に設計業務の受託者と協議した内容その他の情報をもとに適切に設定することを基本とする。なお、この場合、設計意図伝達業務に係る業務人・時間数は、要領別表2-2における業務細分率に応じた業務人・時間数とは必ずしも一致しないことに留意する。

4. 【標準工期の算定】

(1) (省略)

表-2 (省略)

表-3

分類	種別	標準工期	備考
新 営	第1類	(省略)	
	第2類	(省略)	
	第4類		
	第3類	(省略)	
	改 修	(省略)	大規模改修工事 耐震改修工事

(省略)

現 行

また、追加業務については、通常の設計業務の成果物たる設計図書以外に業務成果物（〇〇検討書、〇〇計画書等）を設定するなど、業務の履行に関する適切な措置をとる必要がある。

なお、いわゆる「積算業務」及び「完成図の確認」業務については、営繕工事に係る設計業務等において通常必要な追加業務であることから、**積算要領**第2章2. 3 (1)、3. 3 及び5. 4 において標準的な業務人・時間数の算定方法を示している。

2. 「第2章業務人・時間数の算定方法」関係

2. 2 (3)、5. 2 (2) 難易度係数

小規模な木造の建築物の設計（総合・構造）及び工事監理（構造）に係る業務人・時間数の算定に当たっては、**積算要領**第2章2. 2 (3) 及び5. 2 (2) に準じて、難易度係数による補正を行うことができるものとする。この場合、**積算要領**において引用している告示98号別添三第3項及び第4項の各表における「木造の建築物（小規模なものを除く。）」の欄に掲げる係数を用いることができる。

4. 2 設計意図伝達業務に係る業務人・時間数

設計意図伝達業務は、実際の設計業務を実施した結果に応じて設定された「設計図書等の定め」によりその業務内容、仕様が確定する。このため、設計意図伝達業務に係る業務人・時間数の算定にあたっては、**積算要領**第2章4. 2 (1) により、設計業務の終了前に設計業務の受託者と協議した内容その他の情報をもとに適切に設定することを基本とする。なお、この場合、設計意図伝達業務に係る業務人・時間数は、要領別表2-2における業務細分率に応じた業務人・時間数とは必ずしも一致しないことに留意する。

4. 【標準工期の算定】

(2) (省略)

表-2 (省略)

表-3

分類	種別	標準工期	備考
新 営	第1類	(省略)	
	第2類	(省略)	
	第4類		
	第3類	(省略)	
	改 修	(省略)	大規模改修工事 耐震改修工事

(省略)

新 (R3. 10. 15 適用版)

5. 【端数処理】

設計業務等委託料算定に係る数量又は金額の端数は、次の(1)(2)の規定による。

(1) ~ (2) (省略)

(参考) 難易度係数の考え方

「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準について」(業務報酬基準検討委員会編)において、難易度係数による補正の対象建築物として主に想定している事例が下記のとおり示されている。

難易度による補正の対象建築物	難易度係数		主に想定している事例
	設計	工事監理等	
[総合] (告示別添三第3項関係)			
特殊な敷地上の建築物	1.05	設定なし	(省略)
木造の建築物 (小規模なものを除く。)	1.35	設定なし	(省略)
[構造] (告示別添三第4項関係)			
特殊な形状の建築物	1.15	1.25	(省略)
特殊な敷地上の建築物	1.15	1.20	(省略) ・地中に存在する鉄道や道路を構造体が回避しなければならない場合や、隣接地に鉄道や道路があり、 振動の影響 の調査を必要とする場合 (省略)
特殊な解析、性能検証等を要する建築物	1.15	1.10	(省略)
特殊な構造の建築物 (国土交通大臣の認定を要するものを除く。)	1.50	設定なし	(省略)
免震建築物 (国土交通大臣の認定を要するものを除く。)	1.30	1.05	(省略)
木造の建築物 (小規模なものを除く。)	1.65	1.40	(省略)
[設備] (告示別添三第5項関係)			
特殊な形状の建築物	設定なし	1.35	(省略)
特殊な敷地上の建築物	1.55	1.50	(省略)
特別な性能を有する設備が 設けられる 建築物	1.25	1.45	(省略)

現 行

5. 【端数処理】

設計監理業務委託料算定に係る数量又は金額の端数は、次の(1)(2)の規定による。

(2) ~ (2) (省略)

(参考) 難易度係数の考え方

「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準について」(業務報酬基準検討委員会編)において、難易度係数による補正の対象建築物として主に想定している事例が下記のとおり示されている。

難易度による補正の対象建築物	難易度係数		主に想定している事例
	設計	工事監理等	
[総合] (告示別添三第3項関係)			
特殊な敷地上の建築物	1.05	設定なし	(省略)
木造の建築物 (小規模なものを除く。)	1.35	設定なし	(省略)
[構造] (告示別添三第4項関係)			
特殊な形状の建築物	1.15	1.25	(省略)
特殊な敷地上の建築物	1.15	1.20	(省略) ・地中に存在する鉄道や道路を構造体が回避しなければならない場合や、隣接地に鉄道や道路があり、 振動影響 の調査を必要とする場合 (省略)
特殊な解析、性能検証等を要する建築物	1.15	1.10	(省略)
特殊な構造の建築物 (国土交通大臣の認定を要するものを除く。)	1.50	設定なし	(省略)
免震建築物 (国土交通大臣の認定を要するものを除く。)	1.30	1.05	(省略)
木造の建築物 (小規模なものを除く。)	1.65	1.40	(省略)
[設備] (告示別添三第5項関係)			
特殊な形状の建築物	設定なし	1.35	(省略)
特殊な敷地上の建築物	1.55	1.50	(省略)
特別な性能を有する設備が 設けられている 建築物	1.25	1.45	(省略)

新 (R3. 10. 15 適用版)	現 行
<p>(参考) 複合建築物の算定の考え方 要領 2. 2 (4)、5. 2 (3) 複合建築物の算定方法について、主たる用途が明らかである場合以外の業務量の算定については、以下の状況別により算定することができるものとする。(設計ガイドラインの抜粋)</p> <p>①複数用途が構造的に完全に区分可能な建築物に係る算定準用イメージ ・複数の用途から構成される建築物で、エキスパンジョイント等により構造的に完全に区分されているような場合の業務量算定方法 (業務量は「業務人・時間数」と<u>同じものとする</u>。以下同じ)</p> <p>条件：(省略)</p> <p>②～③ (省略)</p> <p>附則 本運用は令和元年10月1日以降起工するものより適用する。 本運用は令和2年4月8日以降起工するものより適用する。 <u>本運用は令和3年10月15日以降起工するものより適用する。</u></p>	<p>(参考) 複合建築物の算定の考え方 要領 2. 2 (4)、5. 2 (3) 複合建築物の算定方法について、主たる用途が明らかである場合以外の業務量の算定については、以下の状況別により算定することができるものとする。(設計ガイドラインの抜粋)</p> <p>①複数用途が構造的に完全に区分可能な建築物に係る算定準用イメージ ・複数の用途から構成される建築物で、エキスパンジョイント等により構造的に完全に区分されているような場合の業務量算定方法 (業務量は「業務人・時間数」と<u>同じものとする</u>。以下同じ)</p> <p>条件：(省略)</p> <p>②～③ (省略)</p> <p>附則 本運用は令和元年10月1日以降起工するものより適用する。 本運用は令和2年4月8日以降起工するものより適用する。</p> <hr/>